

別表4 違約金

第1 一般光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の一般光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額		
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。以下この表において同じとします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合	4,359円 4,137円	
		イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円 19,175円	
続きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場	(2) 第34条の4第2項に規定する回答を当社が行った後、当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了するまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合	9,718円 9,274円	
			(7) (1)以外の場合	24,760円 24,312円
		イ 光信号端末回線	(7) (1)以外の場合	8,718円 8,274円

合の違約金		の接続に係る工事が、光信号分岐端末回線に係るものに限られる場合	(イ) 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	23,760円 23,312円
	(3) 当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合		その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料の12ヶ月分に相当する額
		イ その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合		その接続申込者が行った第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料については、右欄に掲げる料金額とします。 を除きます。 また、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)に規定する複数年段階料金を適用する場合は料金表2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額)の12ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額に相当する額を加算した額

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額	
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の申請に係る違約金）第3項に規定する接続の申請の撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申請）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合	4,662円 4,468円
	(2) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手した後、当社が当該工事を完了するまでの間に撤回を行った場合	19,997円 19,051円
	(3) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	30,669円 29,167円

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第78条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申請の撤回を行った場合の違約金	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申請）第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から申請を撤回した日までの間のその申請に係る設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に相当する額
(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申請の撤回を行った場合の違約金	建設請負契約を締結した日又は自前工事の申請が当社に到達した日から申請を撤回した日までの間のその申請に係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申請を撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第4欄ア欄（イ）①に規定する料金額を含みます。）に相当する額

第5 電柱添架の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) 第10条の13（電柱添架の申請）第1項に規定する電柱添架の申請が当社に到達した日から、同条第2項に規定する回答を当社が行うまでの間に、接続申込者が、第78条の4（電柱添架の手続きに係る違約金）に規定する電柱添架の申請の撤回を行った場合の違約金	991円 1,171円
(2) 第10条の13第2項に規定する回答を当社が行った後、電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、接続申込者が、第78条の4に規定する電柱添架の申請の撤回を行った場合の違約金	1,982円 2,342円

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
<p>接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金</p>	<p>(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合</p> <p>接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.53%0.33%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。)を加算した額</p> <p>(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合</p> <p>接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p>
	<p>(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合</p> <p>終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額</p>